

答 申 第 1 1 8 号
(諮 問 第 1 1 9 号)

令和 6 年 (2024 年) 2 月 29 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 8 月 5 日付け鎌総第 1294 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）1月31日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「令和4年1月11日鎌倉市指令深地第12号で公開決定した文書にJRからは『新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき』等の意向が示されました。この示されたことがわかる文書」について、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022年）3月31日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）1月31日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和4年1月11日鎌倉市指令深地第12号で公開決定した文書にJRからは『新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき』等の意向が示されました。この示されたことがわかる文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和4年（2022年）3月31日付け鎌倉市指令深地第14号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）5月9日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）5月9日付けで提出した審査請求書、同年6月8日付けで提出した反論書、同年7月1日付けで提出した再反論書及び令和5年（2023年）9月8日付けで提出し

た意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成 26 年（2014 年）8 月 29 日起案日、同年 9 月 1 日決裁日の鎌深地第 166 号「深沢地区のまちづくり検討に係る依頼について」（以下「本件起案文書」という。）の行政文書公開請求を行ったところ、結果として、令和 4 年（2022 年）1 月 11 日付け鎌倉市指令深地第 12 号をもって、本件起案文書の行政文書公開決定がなされた。

これによると、「ＪＲからは『新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき』等の意向が示されました。」との記述があるが、本件起案文書は市長決裁を受けているものではない。

イ 一方、鎌倉都市計画土地区画整理事業及び鎌倉都市計画地区計画（以下「区画整理事業等」という。）に関する素案の確定及び都市計画手続については、市長決裁を基に公聴会を実施している。

よって、本件起案文書の承認者及び決裁者は、区画整理事業等の決定に関し、妨害したと言わざるを得ない。

また、本件起案文書は、独立行政法人都市再生機構（以下「ＵＲ」という。）に深沢地区のまちづくり検討について依頼したものであるが、ＵＲに依頼すること自体問題である。

ウ 本件起案文書によると、ＪＲから鎌倉市に対し「新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき」等の意向が示されたとあるが、ＪＲは深沢地区のまちづくりにかかる事業の 50％にあたる約 15 ha を所有する地権者であり、ＪＲの意向は当然文書で示されたと推定できるから、本件処分を行ったことは不当である。

エ また、本件起案文書に記載された「等の意向が示されました」の「等」は、複数の件数であると推定するから、一切の文書の公開を求めるものである。不存在を主張するのであれば、本件起案文書の記載を決裁者が見逃したものであると推定する。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

実施機関が令和 4 年（2022 年）5 月 31 日付けで提出した弁明書及び同年 6 月 23 日付けで提出した再弁明書による決定理由説明によると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、審査請求の理由として区画整理事業等に関する素案の確定及び決定手続について、市長決裁を基に公聴会を実施しているが、本件起案文書に関する承認及び決裁は妨害行為と言わざるを得ないこと並びに深沢地区まちづくり検討について U R 都市機構に依頼すること自体問題であると主張するが、当該主張は本件処分の適否にかかる主張ではない。
- (2) 審査請求人は、本件起案文書に記載された「新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき」等の意向について、事業用地の 50 パーセントを所有する地権者である J R から当然文書で意向が示されていると推定して、本件処分は不当であると主張する。

処分庁は、本件請求内容に合致する文書について、「J R から『新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき』等の意向が示された」の「等」を含め、保存文書台帳や文書管理システム等を確認し、請求趣旨に合致する文書が存在しなかったことから適切に処分を行ったものであり、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求に係る文書は、平成 20 年（2008 年）3 月に策定された「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」に基づき、平成 22 年（2010 年）9 月に土地利用計画案が策定された当時、村岡・深沢地区のまちづくりに関する J R の意向が示されたこと（以下「本件意向」という。）がわかるものである。

審査請求人は、鎌倉市が深沢地区の地域整備事業を計画するにあたり U R へ技術的検討の協力に係る依頼を行うことに関連する鎌倉市の行政文書中に、本件意向の記述を認めたことから、本件請求を行ったものである。

上記の依頼が行われた平成 26 年（2014 年）9 月から本件請求がな

された令和4年（2022年）1月までに7年以上が経過している。

鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号）によれば、会議に関するものであれば3年、契約に関するものであれば5年の保存年限が定められている（第6条別表）。

当審査会が実施機関から聴き取ったところによれば、意向等が示された文書を本件請求対象文書と特定した上で、保存文書台帳及び文書管理システム等を確認したところ、該当する文書は存在しなかった、審査請求人の主張する「等」も含め、その対象となる行政文書も存在しなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	4 /	1 / 3 1	行政文書公開請求書が提出される
		3 / 3 1	行政文書不存在決定通知書
		5 / 9	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		5 / 3 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		6 / 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		6 / 2 3	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
		7 / 1	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		8 / 5	審査会に諮問
	5 /	9 / 8	審査請求人が審査会に意見書を提出
		1 1 / 6	第 151 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
		1 2 / 1 1	第 152 回審査会で審議
	6 /	1 / 1 6	第 153 回審査会で審議
		2 / 1 3	第 154 回審査会で審議
		2 / 2 9	答申（第 118 号）